静岡医療科学専門大学校 学		学科	氏	名				
学生番号			生年月日			年	月	日生
種 類	病名							
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペストマールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症侯群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって 血清亜型が H5N1 であるものに限ることとし「鳥インフルエンザ (H5N1)」という)							
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く) 百日咳 麻疹 結核 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 骨髄炎菌性髄膜炎							
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ()							
令和	年 月	日 から	(登	校停止期	の必要がある 間は裏面に記載 し支えのない	哉)		

医療機関名

令和 年 月 日 医師氏名 卿

≪出席停止の期間≫ 学校保健安全法より

- 一 第1種の感染症にかかった者は、治癒するまで。
- 二 第2種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかつた者は、次の期間。

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない

- イ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) にあっては、 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
- ハ 麻しんにあっては、解熱した後3日を経過するまで。
- 二 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
- ホ 風しんにあっては、発しんが消失するまで
- へ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで
- ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後二日を経過するまで
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかつた者については、病状により学校医 その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
- 四 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている 疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
- 五 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と 認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
- 六 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、 学校医の意見を聞いて適当と認める期間